

平成 27 年 9 月 1 日

戸塚区長 田雜 由紀乃 様

横浜市戸塚スポーツセンター指定管理者選定委員会

委員長 波多腰 克晃

横浜市戸塚スポーツセンター指定管理者選定委員会の選定結果について（報告）

標記結果について、平成 27 年 5 月 7 日戸地振第 192 号「横浜市戸塚スポーツセンター指定管理者選定委員会運営要綱」第 10 条に基づき、別紙のとおり報告します。

「横浜市戸塚スポーツセンター 指定管理者選定委員会 選定結果報告書」

横浜市戸塚スポーツセンター

指定管理者選定委員会

選定結果報告書

平成 27 年 9 月

## 1 経緯

横浜市戸塚スポーツセンター第3期指定管理者の選定にあたり、横浜市戸塚スポーツセンター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査や公開プレゼンテーションを行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

## 2 選定委員会 委員

委員長 波多腰 克晃 日本体育大学准教授

委員 市川 美季 税理士

柴田 武志 戸塚区さわやかスポーツ普及委員会会長

田中 光夫 戸塚区上倉田地区連合町内会長

引間 智陽子 戸塚区P T A連絡協議会代表

## 3 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴者2名） 1 委員長の選出 2 選定スケジュールについて 3 戸塚スポーツセンター 第3期指定管理者公募書類の決定	平成27年6月1日（月）
公募書類の配布（ホームページにて公表）	平成27年6月15日（月）～
現地見学会兼公募説明会（参加必須） ※申込は、平成27年7月3日（金）17時まで (申込 5団体、9名)	平成27年7月7日（火）
公募に関する質問受付（1団体、10問）	平成27年7月8日（水）～7月10日（金）
公募に関する質問回答	平成27年7月17日（金）
応募書類の提出（2団体）	平成27年7月27日（月）～30日（木）
◆第2回選定委員会（傍聴者0名）審査	平成27年8月21日（金）
審査結果の通知	平成27年9月上旬を予定

◆は選定委員会

## 4 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市戸塚スポーツセンター 第3期指定管理者 公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、審査として応募書類の内容審査及び公開プレゼンテーション（発表及び質疑）を行いました。

なお、評価は、各委員が140点満点で採点した上で集計しました。

項目	審査の視点	配点
1 安定的な経営姿勢・運営実施体制について (様式 8)		30
(1) 施設の管理運営の基本方針	本市の行政課題及び施策を踏まえた当該施設管理の基本方針について示されているか。	(10)
(2) 基本方針を実施する為の目標及び実施策	基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策について示されているか。	(10)
(3) 安定的な経営体力と適正な経営情報開示(経営の透明性)	天災等の発生後も安定的な施設の管理運営を行うことが可能な経営体制、経営体力、適正な経営の情報開示(透明性)、類似施設の管理実績について示されているか。	(10)
2 施設の平等・公平な利用の確保 (様式 9)		5
(1) 公共性・公平性に基づいた利用の確保	誰もが平等・公平に利用できる仕組みづくりと、障害児者や高齢者などへの配慮について示されているか。	(5)
3 コンプライアンス (様式 10)		5
(1) 関連法令の遵守体制	指定管理者として要求される個人情報保護、情報公開、行政手続等の法令の遵守体制について示されているか。	(5)
4 施設の効用の最大限発揮 (様式 11)		30
(1) 利用者本位のサービス提供・利用者の支援	利用者の利便性向上のための新たな取組を実践・実行できる体制について示されているか。貸切、個人の利用者に対しての支援策について示されているか。	(5)
(2) 広報・利用促進活動	実現可能な広報・利用促進策について示されているか。	(5)
(3) スポーツ教室等の計画	スポーツ教室等の事業計画について示されているか。	(5)
(4) 自主事業の計画	具体的な自主事業計画を示されているか。	(5)
(5) 業務履行体制	安全かつ効率的に業務を履行できる体制について示されているか。	(5)
(6) 空きスペースの有効活用 (* 1 ~ 5 参照)	本施設 1 階敷地内にある調整池(約 300 m <sup>2</sup> )の空きスペースの有効活用について、地域課題や利用者ニーズを踏まえた実現性の高いアイデアが示されているか。	(5)
5 管理運営経費 (様式 12)		15
(1) 効率的な管理運営	コスト管理計画において中長期計画や実施・改善計画について示されているか。	(5)
(2) 事業予算の計画	事業収支計画の根拠資料等が詳細に示されているか。	(5)
(3) 適正な委託・調達・雇用	業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について示されているか。	(5)
6 施設管理 (様式 13)		5
(1) メンテナンス及び環境保持・環境配慮	施設の点検・修繕計画及びその予算について示されているか。清掃、外構植栽の管理や地球温暖化対策等について示されているか。	(5)
7 安全管理 (様式 14)		10
(1) 平常時の体制	安全・安心に利用できる体制について示されているか。また、事業体全体の危機管理体制について示されているか。	(5)
(2) 緊急時の体制	緊急時の体制及び救急体制について示されているか。また、補償体制について示されているか。	(5)
8 地域との協力 (様式 15)		30

(1) 地域支援	地域におけるスポーツ振興事業の取組について示されているか。	(10)
(2) 地域連携	地域連携に対する取組について示されているか。	(10)
(3) 地域貢献	地域貢献に対する取組について示されているか。	(10)
9 モニタリング (様式 16)		5
(1)自己評価・第三者評価	事業の評価を実行するとともに、P D C Aマネジメント等の事業改善策について示されているか。	(5)
10 特筆すべき事項 (様式 17)		5
(1)特筆すべき事項		(5)
合 計		140

## 5 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

### 【公募要項 16 ページ 9 公募及び選定に関する事項 (5) 応募条件等について】

#### ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。

#### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること

(イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。

(ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

(オ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本市における入札参加を制限していること

(カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

(ク) 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合は、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

#### ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

(ア) オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

(ウ) 現地見学会及び応募説明会へ参加していない場合

## 6 応募団体（2団体）

(1) B S C ・ S F S 共同事業体

(2) 公益財団法人横浜市体育協会

## 7 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者、次点候補者と決定しました。

順位	団体名
指定候補者	公益財団法人横浜市体育協会
次点候補者	B S C ・ S F S 共同事業体

## 8 得点

	選定の評価基準	配点	指定候補者	次点候補者
(1)	安定的な経営姿勢・運営実施体制について	150 点	129 点	112 点
(2)	施設の平等・公平な利用の確保について	25 点	22 点	18 点
(3)	コンプライアンスについて	25 点	24 点	20 点
(4)	施設の効用の最大限発揮について	150 点	125 点	105 点
(5)	管理運営経費について	75 点	62 点	55 点
(6)	施設管理について	25 点	22 点	20 点
(7)	安全管理について	50 点	44 点	35 点
(8)	地域との協力について	150 点	123 点	100 点
(9)	モニタリングについて	25 点	22 点	18 点
(10)	特筆すべき事項	25 点	20 点	16 点
合計		700 点	593 点	499 点

## 9 審査講評

横浜市では、横浜市スポーツ推進計画を定め、子どもの体力向上方策の推進・地域スポーツの振興・高齢者、障害者スポーツの推進・トップスポーツとの連携、協働の推進などを打ち出し、市民の健康づくりを促進している。

当委員会では、戸塚スポーツセンター第3期指定管理者候補者を選定するにあたり、前出の推進計画の趣旨を十分に踏まえたうえで、いただいた提案について、施設の維持管理や運営に関する基本的事項からの視点はもちろんのこと、また、地域との関わりや施設機能の発揮などについて、将来的に多くのメリットが得られるのは何であるかなどの視点で慎重に審査を行った。

### (1) 指定候補者（公益財団法人横浜市体育協会）

提案については、戸塚区の現状と将来の人口動態などをはじめとした分析とともに、これまで培った実績をもとにして各世代すべての年齢層を対象に練り上げられた提案となっている。

多くの市民にスポーツに親しんでもらい、これをさらに発展させ、スポーツを継続して心身ともに健康になってもらいたいという強い意欲があり、また、スポーツセンター内だけにとどまらず、地域に積極的に出かけてスポーツセンター事業のイベントや施設紹介等の手法は実効性があり、かつ、具体的なものであると判断した。

第3期指定管理を行うに当たっては、今回、提案された内容について着実に実行するとともにスポーツセンター内外に向けて、より積極的なPR活動を期待する。

### (2) 次点候補者（BSC・SFS共同事業体）

子どもたちを取り巻く貧困・問題行動・体力低下などのほか地域特性や利用者ニーズ反映の考え方などの運用面、また、維持管理面に関して、非常に意欲的な提案であったと評価した。

戸塚スポーツセンター来場者数は非常に多くなっているが、まだ未利用の市民も少なくないはずである。未利用の皆様方に、当該施設を知っていただき、スポーツに親しみ健康増進への機会を創出するための手法として、特にスポーツセンター外での取り組みに関して、もっと言及をいただいたかった。

いずれにしても良質な提案であるため、今後の取組に期待している。